

駐車監視員活動ガイドライン (令和8年3月策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎最重点路線

路線(区間)	重点時間帯	取付件数
国道387号 (飛田バイパス入口交差点から菊池警察署との署境までの間)	終日	0件

◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯	取付件数
国道3号 (山鹿警察署との署境から熊本中央警察署との境界までの間)	終日	0件
県道四方寄熊本線 (飛田交差点から熊本中央警察署との署境までの間)	終日	0件

重点地域

◎最重点地域

地域	重点時間帯	取付件数
清水・新地地区(清水、新地交番管内)	終日	35件

◎重点地域

地域	重点時間帯	取付件数
武蔵楠・龍田地区(武蔵楠、龍田交番管内)	終日	41件
植木・川上地区(植木、川上交番管内)	終日	7件
合志・須屋地区(合志、須屋交番管内)	終日	15件
龍田西小学校周辺	登下校時間帯	5件

◎自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯	取付件数
熊本市自転車放置禁止区域(武蔵塚駅周辺)	終日	0件

※「取付件数」は、令和7年中に取り付けた数値です。重点路線と重点地域の件数には、一部重複するものがあります。

熊本県熊本北合志警察署